

— 先進技術の 確実な整備のために —

令和2年4月より、特定整備制度が施行します



令和2年4月1日より、“**電子制御装置整備**”として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

と、記録簿の記載

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。



スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)



● 指定整備事業者のみなさまへ ●

※併せて、分解整備事業者編もご覧ください

令和2年4月1日より、特定整備制度（電子制御装置整備が新たに追加）が始まり、該当作業を行うための認証の申請ができるようになります。

また、令和3年10月1日より点検基準が改正されることに伴い、対象車両の保安基準適合証交付にあたっては、電子制御装置整備の認証が必要になります。

▼▼▼ R2.4/1～R3.10/1 電子制御装置整備導入後～点検基準改正まで ▼▼▼



運行補助装置（★1）及び自動運行装置のない車両

➡ 電子制御装置の認証がなくとも、これまでと同じように保適証を交付できます



運行補助装置（★1）又は自動運行装置のある車両

➡ 電子制御装置整備が必要でない場合、これまでと同じように保適証を交付できます

※電子制御装置整備が必要な場合は、電子制御装置整備の認証を受けている事業者での整備が必要です

対象となる車両について

車検証の情報から判読できるよう、自動車メーカーが作成したリストを公表しています。
国土交通省のHPから確認ください。



▼▼▼ R3. 10/1～ 点検基準（12ヶ月毎）の改正後 ▼▼▼



運行補助装置（★1）及び自動運行装置のない車両

➡ 電子制御装置整備の認証がなくとも、これまでと同じように保適証を交付できます

➡ 点検基準に従ってABSなどの車載式故障診断装置の診断の結果（★2）を点検してください



運行補助装置（★1）又は自動運行装置のある車両

➡ 保適証の交付にあたっては、電子制御装置整備の認証が必須です

➡ 点検基準に従ってABS、運行補助装置（★1）などの車載式故障診断装置の診断の結果（★2）を点検してください

➡ エーミング作業等の一部を他の電子制御装置整備事業者に委託することもできますが、依頼した作業が適切に実施されていることを自身（外注元）で確認することが必要です

★1 衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサーが取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスのこと

★2 大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は対象外

自動車特定整備事業の認証パターンについて

- (Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン
- (Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン
- (Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン が可能です

※いずれも、“自動車特定整備事業者”です

【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】

(Ⅰ) 分解整備

(Ⅱ) 電子制御装置整備

分解整備と電子制御装置整備の両方を行う場合の認証基準

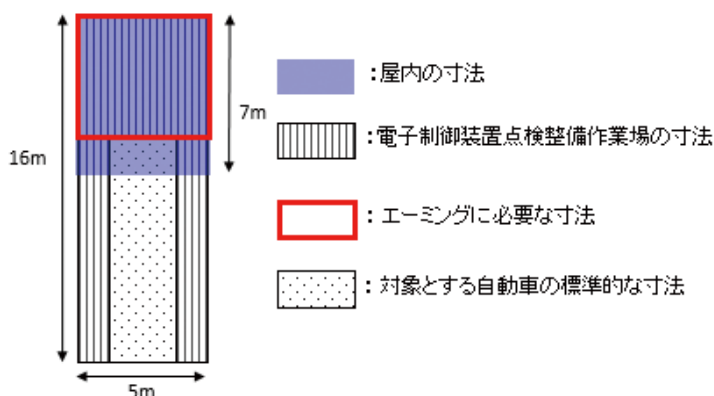
設備に関する基準

- 電子制御装置点検整備作業場
 - ※分解整備を行う事業場が備える車両整備作業場、点検作業場と兼用可能です。
 - ※完成検査場とも兼用可能です。
 - ※離れた場所にある作業場や、他の事業者との共有も可能です。
- 整備用スキャンツール
- (水平面を確認するための)水準器
- 整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制
 - ➔ FAINES への加入状況や自動車メーカーから個別にCDを購入している等で可能です。
- このほか、分解整備としての設備に関する基準を満たしている必要があります

従業員に関する基準

- 2名以上、うち1名は一級自動車整備士(二輪除く)又は一級二輪自動車整備士、二級自動車整備士であって、国が定める講習を受講した者
- 従業員に対する、自動車整備士数の割合が1/4以上であること

普通自動車(大型)の例



電子制御装置点検整備作業場のイメージ

標識について

電子制御装置整備と分解整備両方の認証を受けている事業者は、標識の色が“若草色”になります。指定の標識は変更ありません。



● 新たな認証をとるまでに…… ●

○ 施行から4年間の“経過措置”があります。



運行補助装置、自動運行装置のない車両

➔ 当面の間、これまでと同じように保適証を交付できます



運行補助装置(★1)、自動運行装置のある車両

➔ 特定整備制度の施行時点で電子制御装置整備に相当する作業をすべて行っていた場合、令和6年3月末までは保適証を交付できます

R2.4.1時点

電子制御装置整備
対象作業について

経営
していません

経営
していました

経過措置期間中に認証を受けてください

認証が必要です

経過措置があります

認証必要

R3.10.1

R6.4.1

スキャンツールを
つないでの
エーミングなど

カメラの取り外し
取り付け角度変更など

ECUの取り外し
取り付け角度変更など

ガラスの取り外し
取り付け角度変更など

バンパの取り外し
取り付け角度変更など

これらすべて（自動運行装置は除く）を行っていた場合に限り、
経過措置期間中は保適証の交付ができます

特定整備制度の詳細については、国土交通省HP 又は 最寄りの運輸支局等まで

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html



国土交通省